

路線バス公設民営エリア一括協定運行事業評価検証業務委託 仕様書

1 業務の目的

本業務は、令和10年10月に開始を予定する松本地域路線バス公設民営エリア一括協定運行事業（以下「第2期事業」という。）の運営の妥当性を担保するため、令和5年10月から令和10年9月に実施している松本地域路線バス公設民営エリア一括協定運行事業（以下「第1期事業」という。）の評価・検証を行い、第1期事業の課題整理、改善策の提案を行うものである。

なお、本業務は、運行協定に基づく運行内容及び協定先交通事業者の経営状況・財務状況の分析は含まない。

2 業務の期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

3 業務の場所

松本市、山形村、朝日村、安曇野市（一部）及び上田市（一部）

4 評価・検証の視点

評価・検証を以下の視点で行うものとする。

(1) 松本市が制度設計し民間が運行する松本地域路線バス公設民営エリア一括協定運行事業（以下「協定事業」という。）運営の適切性

ア 適切な運行を実施するための協定事業運営の手法

イ 市と運行事業者が連携して協定事業を適切に運営するための、松本市の運営方法の妥当性

(2) 収支の妥当性

ア 支出の妥当性

運行経費の妥当性及び協定期間中の運行経費の増加分妥当性等の検証 等

イ 収入の妥当性

交通事業者の想定収入運賃の算出方法の妥当性検証 等

(3) 協定内容の妥当性

第1期協定において、松本市が交通事業者と交わした基本協定、年度協定及び覚書等の各種協定の妥当性

上記のうち、(2)の妥当性を評価するため、評価指標を設定し、その指標を運行規模（年間の運行距離、類似団体、可住地面積等により判断）や交通事業者の規模等が類似している地域・事業者と比較する。

5 業務の内容

(1) 協定事業の適切性の検証

第1期事業において、協定運行事業者と適切に協力関係が築けていたかを検証するため、松本市担当職員にヒアリングを行い、協定運行事業を進める上で発生した課題を可視化し、発生した課題を分類・整理して、その対応策を提案すること。

また、事業者からみた第1期事業における課題を洗い出すため、運行事業者に対してもヒアリングを行い、運行事業者が直面している課題、実施した解決策、運行体制の改善に必要な事柄を把握すること。

(2) 収支の妥当性検証手法の確立及び検証

収支の妥当性を検証するため、以下を実施すること。

ア 先行研究等の収集

バス事業経営に関する先行研究・先行調査を収集・調査し、収支等の評価・分析手法を確立する。

イ 支出に係る評価

(ア) 評価指標の洗い出し

支出に係る各種指標（距離単価、運行単価等）の洗い出しを行う。

(イ) 評価指標データの収集

支出の妥当性を検証するため、以下の各種データを収集する。なお、データの収集にあたっては、協定期間中の運行経費等の増加分の妥当性を検証するため、協定事業開始年度分から収集する。

a 運行経費の補助に関するデータの収集

比較分析を行うため、国県等から、他の運行事業におけるエリア一括運行補助、フィーダー補助及び地域間幹線補助等を申請する際に使用した総運行距離、事業経費等のデータの提供を受ける。提供を受けるデータは協定運行事業者と同規模交通事業者のものとする。

また、国土交通省が毎年公表している「乗合バス事業の収支状況」等のデータを収集し、全国的な傾向及び時系列的な推移等を把握する。

b 協定運行事業者からの運行経費にかかるデータ収集

協定運行事業者から、事業の各年度の総人件費（及び総労働時間）、総燃料代、車両修繕費・減価償却費、販管費等（距離単価の内訳）に関するデータを取得する。

ウ 収入に係る評価

(ア) 協定運行事業者の想定収入算出手法の把握

協定運行事業者が提出する運賃収入の算出根拠を把握する。

(イ) 想定収入算出手法の改善

上記(ア)を踏まえ、松本市が算出している想定収入算出手法を見直す。

エ 分析・取りまとめ

収集したデータを分析し、協定運行事業者の距離単価等の各種指標を比較評価する。また、収集したデータを「乗合バス事業の収支状況」の結果や人件費を他業種と比較することでその妥当性を判断する。

(3) 協定内容の妥当性評価

路線バス公設民営事業の際に、松本市が協定運行事業者と交わした各種協定の内容が、上述の「5(1)-協定事業の適切性の検証」から見えてきた課題、改善点に与えた影響を分析し、協定の改善点を整理する。

(4) 第2期事業のマネジメント体制・手法の検討

上述の「5(1)-協定事業の適切性の検証」の結果を踏まえて、第2期事業に向けたあるべきマネジメント体制及びその手法を提案する。

(5) 第1期事業の課題の把握及び改善策の提案

上記(1)~(4)の結果を取りまとめるとともに、第2期事業において、同様の課題が発生しないよう、各種改善策を取りまとめ、松本市へ提案し協議する。

(6) 改善案を踏まえた諸書類の整備、運行事業者選定に係る仕様書原案の作成

上記(5)の協議に基づき第2期事業において実施する改善策について、実際のマネジメントや運行管理、松本市と運行事業者との協力体制の構築等につなげるために諸書類を整備するほか、協定書の更新及び運行事業者を選定するための仕様書の原案の作成を行う。

6 業務実施体制、業務スケジュール等

(1) 受託者は、業務を円滑かつ効果的に実施するため、業務の目的を十分に理解した上で、必要な実績、経験及び能力を有する管理者及び担当者を配置すること。

(2) 受託者は、松本地域路線バス公設民営事業、松本地域公共交通計画及び松本地域利便増進実施計画を熟知していること。

(3) 地域公共交通確保維持改善事業をはじめとした国の制度・補助事業に精通していること。

(4) 受託者は、契約締結後速やかに業務内容、スケジュール等について発注者と協議の上、業務の実施スケジュールを作成すること。

(5) 受託者は発注者と月に1回以上の打合せを行い、業務の実施状況や疑義事項について確認等を行った上で、その内容について受託者が議事録を作成し、発注者に提出すること。

7 業務計画書の提出

契約締結後、受注者は速やかに業務計画書を提出し、当該計画書に変更が生じた場

合は、その都度、松本市の承認を得ること。

8 成果物の提出

前記「5 業務内容」の結果に基づき提案書としてまとめ、電子データ1部、製本5部（A4・4色・くるみ製本）を提出すること。

9 資料の貸与

- (1) 受託者は、本業務の遂行に必要な資料のうち、市が保管する資料の貸与を受けることができる。なお、貸与された資料は、受託者の責任において管理するとともに、業務完了後は適切に廃棄すること。
- (2) 貸与された資料の転用については、必ず市の許可を得ること。市が貸与する資料以外のものについては、受託者の責任において収集すること。

10 支払方法

業務委託料は業務完了後に一括払いとし、受注者から業務完了報告書を受領し、検査合格後、適正な請求に基づき支払うものとする。

11 所要経費

本業務に実施に係る経費は、全て委託料に含むこととする。

12 その他

- (1) 契約書及び本仕様書に定めのない事項は、両者で協議のうえ、決定すること。
- (2) 受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 松本市情報セキュリティ確保に関する共通仕様書を遵守すること。

13 担当

松本市交通部公共交通課 山崎、平林

電 話：0263-34-3033

FAX：0263-34-3202

メール：k-koutsu@city.matsumoto.lg.jp